

# “生命保険料控除が改正されました”

～平成 25 年度の個人住民税から適用されます～

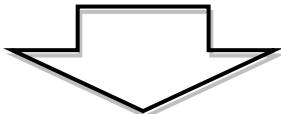
保険ニーズの多様化や社会保障制度を保管する分野の重要性を踏まえ、以下のように改正が行われました。

- ①平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除  
新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を 2 万 8 千円としました。（合計適用限度額は 7 万円）
- ②平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除  
従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除を適用します（それぞれの適用限度額 3 万 5 千円）

## 〈適用限度額〉

【改正前の控除額】（適用限度額 70,000 円）

一般生命保険料控除	適用限度額 35,000 円
個人年金保険料控除	適用限度額 35,000 円



【改正後の控除額】（適用限度額 70,000 円）

平成 23 年 12 月 31 日以前の契約（旧契約）		平成 24 年 1 月 1 日以後の契約（新契約）	
一般生命保険料控除	適用限度額 35,000 円	一般生命保険料控除	適用限度額 28,000 円
個人年金保険料控除	適用限度額 35,000 円	介護医療保険料控除	適用限度額 28,000 円
個人年金保険料控除	適用限度額 35,000 円	個人生命保険料控除	適用限度額 28,000 円

※一般的生命保険料控除又は個人年金保険料控除について、新契約と旧契約の両方で控除の適用を受ける場合の適用限度額は、それぞれ 2 万 8 千円になります。

※個人住民税の合計適用限度額は従来どおり 7 万円です。

## ＜控除額の計算方法＞

### (A) 平成 24 年 1 月 1 日以後の契約等（新契約）に係る控除額

支払保険料等の金額	生命保険料控除額
12,000 円以下	支払保険料等の全額
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料等の金額 × 1/2 + 6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料等の金額 × 1/4 + 14,000 円
56,000 円超	28,000 円

### (B) 平成 23 年 12 月 31 日以前の契約等（旧契約）に係る控除額

支払保険料等の金額	生命保険料控除額
15,000 円以下	支払保険料等の全額
15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等の金額 × 1/2 + 7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料等の金額 × 1/4 + 17,500 円
70,000 円超	35,000 円

※新契約と旧契約の双方の保険料控除の適用を受ける場合には、一般の生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（イ+ロ）（適用限度額 2 万 8 千円）になります。

- イ) 新契約の支払保険料の合計額につき、上記(A)の計算式により計算した金額
- ロ) 旧契約の支払保険料の合計額につき、上記(B)の計算式により計算した金額